

猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電等 導入補助事業申請の手引き

- 申請には、要件をすべて満たしている必要があります。申請前に、必ずすべての要件を満たしているかご確認ください。
- 申請にあたっては、必ず申請の手引きをご確認ください。

令和8年5月

猪名川町 農業環境課



本事業は、自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する町民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図ります。

1 補助対象者の要件

以下の①～④のいずれにも該当するもの。

- ①猪名川町内の自らが所有し、自ら居住する自己居住用の戸建て住宅(以下、「住宅」という。)に、新たに太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する町民
- ②県税、町税の滞納がないこと
- ③暴力団排除にかかる誓約ができること
- ④令和8年12月18日(金)までに、補助対象設備の設置及び代金の支払いを終え、必要書類を揃えた上で実績報告書を提出できる方

2 補助金額

補助対象設備	補助率	上限額
太陽光発電	1kW(※)当たり 7 万円(上限:5kW)	35 万円
蓄電池	1kWh 当たり 14.1 万円の 3 分の 1 以内 (上限:5kwh)	23.5 万円

※太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値(小数点以下切捨て)に乗じて算出

3 補助対象の要件

※契約を締結する前に補助金交付申請手続きを行い、町の補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。

■太陽光発電設備

- ・再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しない者。
- ・発電した電力量の 30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者。

■蓄電池

- ・新設する太陽光発電設備と同時に設置するもの。※蓄電池の設置のみは補助対象外。
- ・平常時において充放電を繰り返すことを前提としており、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

※複数の事業者から見積もりを取得することや販売事業者に対して条件を満たす蓄電システムの調達可否の確認を行う等して、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。

■共通

- ・商用化された設備のみ可、中古品不可、PPA 又はリースによる導入不可。
- ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出抑制削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。
- ・設置される設備について、国又は本町の補助金の交付を受けていないこと。
- ・事業全体の費用効率性(交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2削減量で除した値)が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外します。

〈申請が可能な導入パターン〉

太陽光発電設備(単独)	蓄電池(単独)	太陽光発電設備+蓄電池
×	×	○

新たに導入する太陽光発電設備・蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用(それぞれ単体の導入は補助対象外。すでに太陽光発電設備が設置済の住宅に、今回、蓄電池のみを導入する場合も補助対象外です。)

※ 自己所有に限る。

4 募集期間

交付申請期間:令和8年5月1日(金)から令和8年11月27日(金)まで

※但し、令和8年12月18日(金)までに、補助対象設備の設置及び代金の支払いを終え、実績報告書を提出していただく必要がありますので余裕をもって申請を行ってください。

提出先:〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町役場農業環境課

電話番号 072-766-8709

※申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

5 補助対象となる設備

対象設備	要件
太陽光発電設備	(a)地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b)関係法令及び条例の規定に従い、設計・施工を行うこと。 (c)防災、環境保全、景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d)一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

	<p>(e)電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(f)設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(g)接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(h)防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(i)交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。</p>
蓄電池	<p>※以下、要件が複雑ですが、一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。 (https://zehweb.jp/registration/battery/)。</p> <p>●蓄電池パッケージ(※1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 <p>●性能表示基準(※2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 なお、所定の表示項目及び内容は次のものをいう。 <p>(a)初期実効容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) <p>(b)定格出力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業

者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

- 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(kWh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

- 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ることの注意喚起が記載されていること。

(e) 廃棄方法

- 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

- 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

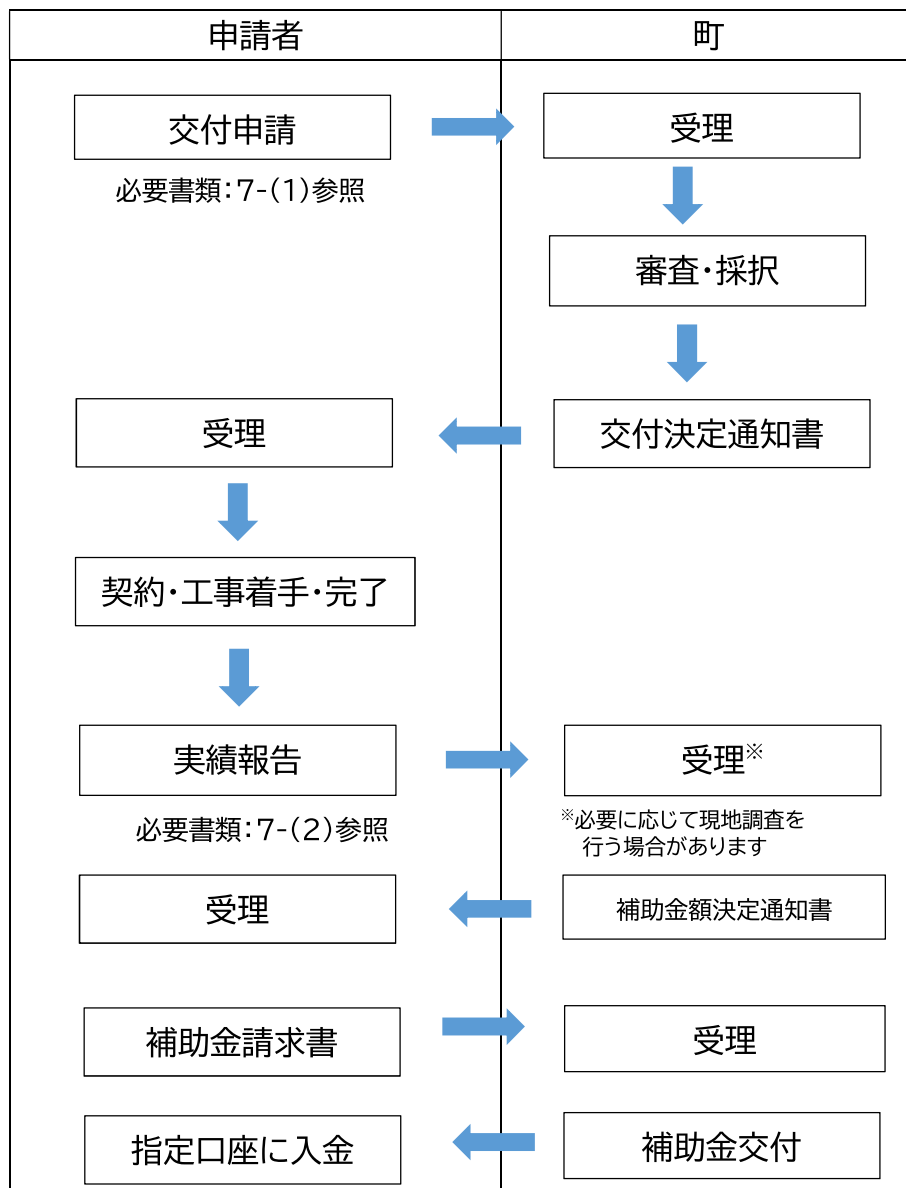
●蓄電池部安全基準(※1)について

・JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

●蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)(※1) について

	<p>・JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する。</p> <p>●震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)(※1)について</p> <p>・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく 国内認証機関(NCB)であること。</p> <p>●保証期間について</p> <p>・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

6 交付の流れ



7 提出書類一覧

(1)申請時提出書類一覧

※町役場、その他公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3カ月以内のものを添付してください。(コピー可)

	必要書類	備考
1	様式第1号 補助金交付申請書	
2	別記 収支予算書	
3	様式第1号の2 誓約書	
4	別添様式1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書	
5	別添様式2 委任状	補助金の申請に係る事務を委任する場合
6	見積書及び見積内訳書の写し	
7	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	既築住宅の場合 (土地・建物の共有名義を含む所有者を確認できる場合は固定資産税評価証明書又は課税台帳の写しでも可)
8	申請者の設置地への居住状況を示す公的書類(住民票、住民票記載事項証明書の写し)	既築住宅の場合
9	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)	
10	機器設置前の現状写真及び配置図	・設置する屋根等の形状、方角、太陽光発電設備が設置されていないことがわかるように撮影すること。 ・建物の形と玄関の位置、設置場所がわかるように撮影されていること。
11	発電量及び自家消費量に係る根拠資料(シミュレーション等)	
12	太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類	国の補助金を利用する場合

	(国の補助金交付決定通知等)	
13	交付要件該当に係る確認書	

(2)実績報告必要書類一覧

※公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3カ月以内のもの

	必要書類	備考
1	様式第8号 補助事業実績報告書	
2	別記 収支決算書	
3	別添様式3 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書	
4	請求書の写し	
5	領収書の写し	
6	契約書及び契約内訳書の写し	
7	補助対象設備の保証書の写し	
8	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	新築住宅の場合 (土地・建物の共有名義を含む所有者を確認できる場合は固定資産税評価証明書又は課税台帳の写しでも可)
9	申請者の設置地への居住状況を示す公的書類(住民票、住民票記載事項証明書の写し)	新築住宅の場合
10	電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し	契約書の発行がない場合は、たぐそう君の申込書及び工程情報の照会画面でも可
11	(非FIT売電無の場合)逆潮流防止装置の設置が確認できる書類	領収書等
12	補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類	関西電力送配電から送付される「工程情報の照会」等
13	建物の外観及び太陽光パネル、蓄電池の設置が確認できる写真	
14	県税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書(3)滞納の税額がないことの証明)	
15	町税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書(最新年度のもの))	

8 補助対象経費

補助対象費は事業を行うために必要な経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限りです。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線・遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金(1.35万円/kW 上限))
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。	

	一般 管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事(補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

<p>×公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等</p> <p>×過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目的したもの</p> <p>×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用</p> <p>×土地・建物の取得、賃貸、管理棟に要する費用</p> <p>×本事業と直接関係のない工事に要した費用</p> <p>×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用</p>	<p>×経理処理上、補助金とすることが適さないもの</p> <p>例1:契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合</p> <p>例2:補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合</p>
---	--

＜本事業に関する問い合わせ先＞

猪名川町農業環境課環境衛生担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

電話 072-766-8709

FAX 072-766-7725